

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

端末設備等規則等の一部改正

下記のとおり電気通信事業法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

1 件名

端末設備等規則等の一部改正について

2 対象品名

複数SIM対応の携帯電話

3 趣旨及び目的

複数SIM対応の携帯電話端末において、緊急通報をデータ専用SIMから発呼してしまったり、緊急通報の位置情報をやりとりする場合にSIMのID情報が整合せず通信路が切断されたりするなど、緊急通報が繋がらないケースが発生しうる。緊急通報の相互接続性を確保するため、緊急通報が繋がらなかった場合の挙動を新たに規定する。

4 施行予定日

令和7年7月1日（一部は令和8年1月1日）

5 意見提出先

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話：03-5253-5862

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間